

別表第二 公園施設の公開日及び公開時間（第六条、第七条関係）
 （平一八規則四二・全改、平一九規則二十・一部改正）

都市公園	秋田県立小泉潟公園			公園施設	公開日	公開時間
秋田県立中央公園	県営野球場、県営陸上競技場、県営補助陸上競技場、県営球技場、県営庭球場、県営球場、アーチェリー場、野球場	四月一日から十一月三十日まで	四月一日から五月三十一日まで及び九月一日から十月三十一日まで 午前九時から午後五時まで	パークセンター	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時まで
	水心苑	四月一日から十一月三十日まで	四月一日から五月三十一日まで及び九月一日から十月三十一日まで 午前九時から午後五時まで 六月一日から八月三十一日まで 午前九時から午後六時まで 十一月一日から同月三十日まで 午前九時から午後四時まで	テニスコート	四月一日から十一月三十日まで	四月一日から十月三十一日まで 午前九時から午後五時まで 十一月一日から同月三十日まで 午前九時から午後四時まで

<p>秋田県立北欧の杜^{もり}公園</p>					
<p>オートキャンプ場</p>	<p>休憩所</p>	<p>キャンプ場</p>	<p>フィールド・アスレチック及び自転車モトクロス場</p>	<p>県営トレーニングセンター及び県営屋根付きグラウンド</p>	<p>広場及び運動広場</p>
<p>四月二十日から十月三十一日まで</p>	<p>四月一日から十一月三十日まで</p>	<p>四月一日から十一月三十日まで</p>	<p>四月一日から十一月三十日まで</p>	<p>一月四日から十二月二十八日まで</p>	
<p>宿泊 午後一時から使用を終える日の午前十一時まで</p>	<p>午前九時から午後五時まで</p>	<p>四月一日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月三十日まで午後四時から使用を終える日の午前九時三十分まで 六月一日から八月三十一日まで午後五時三十分から使用を終える日の午前九時三十分まで</p>	<p>四月一日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月三十日まで午前九時三十分から午後四時まで 六月一日から八月三十一日まで午前九時三十分から午後五時三十分まで</p>	<p>午前九時から午後五時まで</p>	<p>六月一日から八月三十一日まで午前九時から午後六時三十分まで 十一月一日から同月三十日まで午前九時から午後四時まで</p>

	野鳥観察舎及び休憩所	四月二十日から十一月三十日まで	午前九時から午後五時まで
	テニスコート及びパークゴルフ場	四月二十日から十一月三十日まで	四月二十日から十月三十一日まで 午前九時から午後五時まで 十一月一日から同月三十日まで 午前九時から午後四時まで
	パークセンター	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時まで
			日帰り 午前十時から午後四時まで